過誤調整等を行った場合の留意事項について

障害福祉サービス事業所等の実地指導において，過誤請求等（疑いを含む。）が発見された場合，「自己点検し，過誤調整を行う」旨の指導を行うことがあります。

その後，過誤調整を行った場合には，下記の参考様式に準じ，サービス提供月ごとに，過誤調整を行った利用者別，市町村別に「既請求額」，「正当請求額」，「差引額」が分かる一覧表を作成し，「実地指導結果の改善について（報告）」に添付してください。（参考様式は，倉敷市＞指導監査課ホームページに掲載しています。）

なお，改善報告の提出期限までに過誤調整が完了しない場合は，改善報告で完了予定時期を明示したうえで，完了した後，速やかに一覧表を提出してください。

倉敷市長　宛て　　【参考様式】

過誤調整等一覧表

（平成・令和　　年　　月サービス提供分）

事業所名（　　）　　単位：円

市町村名	利用者氏名	既請求額 ①	正当請求額 ②	差引 ②－①＝③
市町村小計				
市町村小計				
月　　計				